

本区における児童相談体制のあり方について

1 これまでの取組

平成 28 年の児童福祉法一部改正により、特別区も児童相談所（以下「児相」という。）を設置できることとなり、練馬区を除く 22 区が設置の意向を示した。本区においても、平成 25 年度に「墨田区児童相談所移管準備検討委員会」を設置し、子育て支援総合センターが新保健施設等複合施設に移転した後、福祉、保健、教育等関係機関との連携を生かした切れ目のない一貫した対応を行うこととし、段階的な整備を行ってきたところである。

(1) 児童相談に係る連携強化事業の実施

東京都と協定（平成 31 年 4 月 1 日締結）を締結し、「子供を守る地域ネットワーク巡回支援」、「要支援ショートステイ」等の事業のほか、幹部職員を江東児相に派遣している（令和 3 年度からは通年派遣）。

(2) 予防的支援推進とうきょうモデル事業(令和 3 年度からの 3 か年事業)の実施

妊娠期から子育て期の家庭に対する予防的支援により、妊娠期からの関与を強化し、児童虐待の未然防止を図るもので、江東児相及び区保健所とも連携して事業を進めている。

(3) 子育て支援総合センターの強化

児童虐待件数が年々増加する中、相談体制の更なる充実に向けて、新保健施設等複合施設への移転も見据え、心理職等の専門職の採用など人材育成や施設整備に取り組んでいる。

2 他区の状況

(1) 児相設置状況

開設年度	該当区
令和 2 年度	世田谷区、荒川区、江戸川区
令和 3 年度	港区
令和 4 年度（予定）	中野区、豊島区、板橋区
令和 5 年度（予定）	葛飾区

(2) サテライトオフィスの導入

東京都の児相と連携し、新しい児童相談体制の取組の一つとして、区の子ども家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを設置して、都区協働で児童虐待対応に当たる。

開設年度	該当区
令和2年度	練馬区
令和3年度	台東区、中央区で共同実施予定

3 児相開設に向けた課題等

(1) 課題

- ア 新保健施設等複合施設開設に向けて、区保健所、教育委員会、東京都と連携し、それぞれの人材活用、情報連携、システム等を含め、業務の効率化など課題を整理していく必要がある。
- イ 児童福祉法の一部改正による法定職員数の増員により、全国的に人材の確保が課題になっている。
- ウ 一時保護所設置の是非、それに伴う整備費等の財源の問題、児相設置に伴い義務づけられる都道府県及び政令指定都市が行う事務と同様の「設置市事務」への対応、などの各種課題がある。

(2) その他留意事項

- ア 住民基本台帳等の必要な情報との円滑な連携が必要である。
- イ 地域事情を理解した児童福祉司等が、児童の様子を把握できる環境が必要である。
- ウ 一時保護は、児童の特性や入所理由により都と区で広域的な調整が行われ、当該児童が必ずしも住所地の一時保護所に入所できるとは限らない。
- エ 子育て支援総合センターと児相部門の相談体制など役割分担等の整備が必要である。

4 今後の検討方針

- (1) 「すみだの子どもは、すみだで守る」という意思を明確化し、区民にとって最も適切な児童相談のあり方についての検証を進め、一時保護所の整備の是非を含め、児相機能を新保健施設等複合施設に付加する時期等について、検討を進めていく。
- (2) 予防的支援推進とうきょうモデル事業等における東京都との更なる連携強化に努め、すみだの子どもたちの命と最善の利益を全力で守るために必要な「墨田区モデルの児童相談体制」の確立に向けて、段階的に取り組んできた事項や今後の課題等を整理した上で一定の方向性を定めていく。
- (3) 令和6年度中にオープン予定の新保健施設等複合施設に子育て支援総合センターが移転し、区保健所、教育委員会、さらには東京都との連携など、複合施設の機能を生かした子育て支援策の拡充を検討する。